

岡崎市産材ベンチ寄附事業募集要項

1. ベンチ寄附事業について

岡崎市の公園を魅力ある公園にするため、個人や企業の皆さまからメッセージと岡崎市産材ベンチの寄附を頂き、公園にベンチを設置する事業です。

ベンチには、寄附者のお名前とメッセージを記した記念プレートを取り付けます。

2. 次のような方や場面での寄附を想定しています。

- ・公園を利用する、公園に愛着がある個人、団体、企業等の皆さまから
- ・結婚、出産、就職など、人生の記念や思い出として
- ・家族や友人など、大切な人への感謝を表現する場として
- ・企業等の社会貢献活動の一環として
- ・SDGs(森林整備)の取組みとして

3. SDGs(森林整備)の取組みについて

岡崎市の約 60%を占める森林は、水を育む、気候変動を緩和する、山地災害を防止するなどの多面的機能を持っており、これらは SDGsに貢献しています。それだけではなく、市内の間伐材を利用するという行為も SDGsに貢献しています。森の木を間引いたり、植栽したり、森を整え育みながら、育てた木を大切な資源として活用する森の循環を目指しています。この結果、持続可能な地域づくりへと繋がります。

本事業に共同で取り組む「株式会社もりまち」は、岡崎市も出資し、本市の森林を起点として中山間地域の持続可能性を高めるために林業の6次産業化を進めている地域商社です。



4. 募集概要

(1) 設置できる公園

岡崎市が管理する公園のいずれかにおいて、市が指定する場所

※一部設置出来ない公園があります。(籠田公園、十王公園、岡崎城公園等)

※ご希望に添えない場合もあります。

(2) ベンチの仕様と価格

仕様 ベンチ	仕様 背もたれ付きベンチ
価格 ￥150,000-(税込み)	価格 ￥300,000-(税込み)
	

※ベンチ:幅 1800×奥行 300×高さ 400mm

背もたれ付きベンチ:幅 1800×奥行480×高さ 400mm、背もたれ高さ230mm

※角材:90mm×90mm×1800mm

※座板、背板:岡崎市額田産材桧(オイル塗装、節あり、背割りあり)

※脚、背柱:鉄(粉体塗装)

※価格には老朽化対策、森の循環を目指すため、座板(背板含む)の更新1回分を含みます。

(3) 記念プレートの仕様

メッセージ、ロゴを入れることができます。

詳細は株式会社もりまちの担当者と調整していただきます。

プレート:幅 210mm×高さ 70mm×厚さ3mm

アルミ複合板

※記念プレートについては、寄附者に承諾なく素材及び大きさ等を変更することがあります。

(4) 記念プレート相談窓口(問合せ先)

株式会社もりまち

〒444-3617

岡崎市淡洲町字堂面 125 番地

TEL:0564-82-3215

Mail: info@morimachi-okazaki.jp

(5) 応募方法

申込書に必要事項を記入し、公園緑地課にご提出ください。(メール、郵送、ファクスでも可)

申込書は、岡崎市公園緑地課のホームページからダウンロードできます。

公園緑地課ホームページ

(<https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1568/1638/p037650.html>)

(6) 申込み窓口(問合せ先)

岡崎市都市基盤部公園緑地課公園活用係

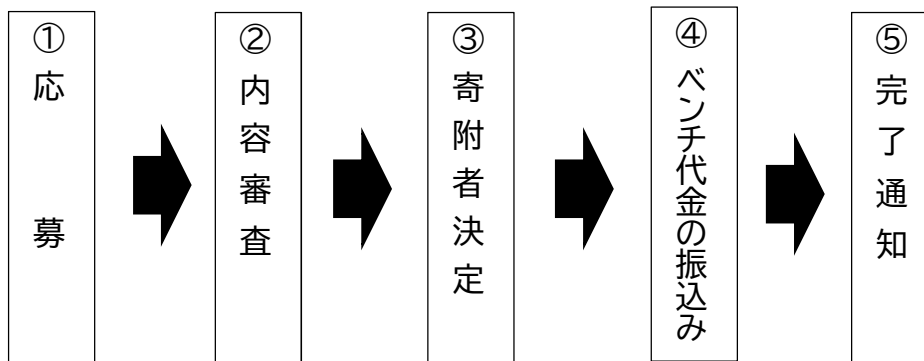
〒444-8601

岡崎市十王町二丁目9番地

TEL:0564-23-7406 FAX:0564-23-6559

Mail:koen@city.okazaki.lg.jp

(7) 申込みから設置までの流れ



5. その他注意事項

(1) 寄附者名の表示

個人名・団体名・企業名及び簡単なメッセージを表示できます。ただし、以下の内容が含まれる寄附者名及びメッセージは表示できません。

ア 風俗営業法等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第13項に規定する「接客業務委託営業」その他これらに類する業を営む者の名称

イ 岡崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する「暴力団」の名称

ウ 公園管理者が、当該公園の景観又はイメージにそぐわないと判断する表現。また、品位に欠ける表現、個人・団体に対する誹謗・中傷、社会貢献の表現を逸脱した広告に類する表現などふさわしくないと判断されるもの

エ 商品名等特定の品物の呼称あるいは、政治・宗教を連想させる呼称等

※表示する寄附者名等については、岡崎市で審査をし、内容の変更等をお願いする場合があります。

※寄附者名・メッセージ等に著作権等が生じるもの(歌詞や著名人の名前など)については、寄附者の負担と責任で記載してください。

(2) 寄附者の制限

以下の個人及び事業者等からの寄附はお受けできません。また、申込み後に事実が判明した場合には、決定の取り消し等を行います。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5号に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第13項に規定する接客業務委託営業」その他これらに類する業を営む者

イ 岡崎市暴力団排除条例第2条に規定する「暴力団」及び「暴力団員」

(3) 財産の帰属等

寄附されたベンチの財産等は、岡崎市に帰属し、一般の利用に供する施設として利用します。ただし、老朽化した場合など、管理者が必要と認めた場合は、撤去又は移設することがあります。

(4) 設置場所

寄附をしていただくベンチの、当該公園での設置場所は指定できませんのでご了承ください。また、応募多数の場合は、申込み基数を調整させていただく場合があります。

設置後、株式会社もりまちが作成するベンチマップに寄附者名をはじめとして掲載させていただくことがあります。

(5) ベンチの製造について

株式会社もりまちが担当します。

(6) ベンチ代金の扱い

ベンチ代金が振り込まれた後の表示内容の変更はできません。また、一度振り込まれた代金は返金できませんのでご了承ください。なお、ベンチ代金の振り込み先は、株式会社もりまちです。